

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	国立精神・神経センターに必要な経費		事業開始年度	平成16年度	作成責任者	
担当部局庁	医政局		担当課室	政策医療課	課長 池永 敏康	
会計区分	特別会計		上位政策	-		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)附則第67条 厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第16条		関係する計画、通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害に関する診断及び治療、調査及び研究並びに技術者の研修並びに精神保健に関する調査及び研究並びに技術者の研修を円滑に行う。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国立精神・神経センターにおける医療の提供、研究及び研修					
実施状況	平成21年度患者数 入院患者数:2,364人 外来患者数:107,488人					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	16,545	10,915	14,096	-	-
	執行額	15,594	9,760	11,249		
	執行率	94.3%	89.4%	79.8%		
	総事業費(執行ベース)	15,594	9,760	11,249		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	国立精神・神経センターの円滑な運営を図るために必要な経費であり、事業を的確に遂行するため、国立精神・神経センターが自ら契約し、その用途についても全て把握している。したがって、事業目的の実現や効果の観点からの検証は十分に行われている。				
	見直しの余地	平成21年度限りの経費				
予算監視の所見率化	平成22年度より国立高度専門医療センターが独立行政法人化したことによりに伴い廃止している。					
補記	1. 平成20年度より、国立精神・神経センターの国府台病院を、国立国際医療センターへ組織改編した。					
	2. 「予算の状況」欄において、各年度の執行額については翌年度へ繰り越しているものは含めていない。なお、各年度の執行額に繰越額を含めると執行率は次のとおりである。					
		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	翌年度繰越額	-	669百万円	-		
	繰越額を含んだ執行率	(94.3%)	(95.5%)	(79.8%)		
	3. 国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度末をもって廃止され、国立精神・神経センターは平成22年4月1日より独立行政法人へ移行した。					

厚生労働省 11,249百万円



A
国立精神・神経センター 5,310百万円

〔国立精神・神経センターの運営〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.厚生労働省(国立精神・神経センター)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物件費	事務経費、施設管理経費等	2,014			
医療機器整備費	医療機器整備費、先端医療機器整備費	1,303			
医薬品等購入費	医薬品等購入費	990			
その他	土地建物借料、精神・神経疾患研究委託費、国有資産所在市町村交付金	894			
食糧費	患者食糧費	90			
修繕費	各所修繕	9			
人件費	諸謝金	7			
研修費	受託研修費	2			
旅費	委員等旅費	1			
計		5,310	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0